

改定版 奈良県文化活動振興大綱 (案)

令和5年3月策定

目次

大綱改定にあたって	4
第Ⅰ章 大綱の趣旨及び基本的な考え方	7
1. 文化活動を振興する意義	7
2. 大綱が目指す姿	8
3. 対象期間	9
4. 大綱の位置づけ	9
第Ⅱ章 第1期（平成29～令和3年度）の成果と評価	12
1. 文化を取り巻く環境の変化	12
(1) 社会情勢の変化	12
(2) 国の動向	12
(3) 県の動向	14
2. 第1期の課題	15
3. 第1期の課題に対する施策の方向性と成果	15
(1) 文化活動振興分野の取組状況	16
(2) 数値目標の状況	19
第Ⅲ章 現状と課題	22
1. 現状と課題	22
(1) 新しい形態での文化活動・イベントの展開	22
(2) 文化活動・鑑賞する人々の活性化	22
(3) 奈良公園を文化ゾーンとする地域整備	23
2. 基本目標と評価指標	24
(1) 基本目標	24
(2) 評価指標	24

第IV章 文化活動振興施策の方向性	26
1. 文化活動振興施策について	26
(1) 県民の文化活動の充実への支援	26
(2) 地域における文化活動に対する支援等	26
(3) 交流の促進	26
(4) 人材育成等	27
(5) 伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等	27
(6) 情報の収集及び発信	27
第V章 施策の展開	28
1. 文化活動施策について	28
(1) 県民の文化活動の充実への支援	28
(2) 地域における文化活動に対する支援等	29
(3) 交流の促進	31
(4) 人材育成等	32
(5) 伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等	33
(6) 情報の収集及び発信	33
2. 県有文化振興関連施設について	34
卷末	39
参考資料	39
1. 県内市町村立文化施設の一覧	39
(1) 文化活動ができる施設	39
(2) 美術館、博物館等の芸術文化に係る展示施設	41
(3) 博物館、資料館等の歴史文化資源活用に係る展示施設	43

奈良県文化振興大綱の改定について

大綱改定の考え方

○現行の「奈良県文化振興大綱」（H29.3策定）は、歴史と芸術が息づく心豊かな文化の都・奈良県を目指し、奈良県の強みである「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に力点を置いて、文化振興施策を推進する。→奈良県文化振興条例（R3年4月施行）の両輪である「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」と「文化資源活用大綱」の2つの大綱に再構成
現行の「奈良県文化振興大綱」を「奈良県文化活動振興大綱」と「奈良県文化資源活用大綱」も合わせて、本県が目指す姿を実現する
R3年6月に策定した「奈良県文化財保存活用大綱」も合わせて、本県が目指す姿を実現する

奈良県文化振興条例

【目的】 (R3.4施行)

【「奈良県流」の文化と大綱の目指す姿】

- ・文化とは、豊かな人間性や感性、自尊心、創造性をはぐくみ、また他者に共感する心を通じて、利他心を養うもの
- ・歴史文化資源に恵まれた奈良県の強みを生かし、幼少期から生涯を通じて文化に親しむことにより、各人が心を耕し、生きる力を得て、豊かな人生を送ることのできる環境づくりを目指す

【施策の両輪】

歴史文化資源の継承と活用

文化財の保存

- ・文化財は、先人の文化活動の結晶として、日本の歴史・伝統・文化等の正しい理解と将来の文化の充実・発展の基礎をなすものであり、大切に受け継いでいく。
・歴史文化資源の「おそれ」のある文化財を保存し、歴史文化資源とすることことで、現在及滅失・毀損のおそれにつなげる。

- ・歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、**公共財**であり、積極的に活用すべきもの。歴史文化資源との対話を通じて受け止め、**心を耕し、自分たちの能力を引き出す。**

歴史文化資源活用による文化活動の振興

文化資源の活用

- ・活用につながる文化財が歴史文化資源。
- ・歴史文化資源とその本質的価値を理解し、先人からの豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、**心を耕し、自分たちの能力を引き出す。**

- ・文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためにはならないものの。文化を伝えていく力が育まれる。自己表現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、内面を豊かにすることができる。
- ・文化活動は、人々の心を耕し、よく生きる力を与える。

奈良県文化活動振興大綱

大綱改定にあたって

文化は、豊かな人間性や感性、自尊心、創造性をはぐくみ、また、他者に共感する心を通じて、他人を尊重する精神、利他心を培います。さらに、より質の高い経済社会への転換を促す原動力にもなります。

県では、文化振興施策を力強く推進するため、平成29年3月、歴史と芸術が息づく心豊かな文化の都・奈良県を目指し、本県の強みである「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に力点を置いた、「奈良県文化振興大綱」を策定しました。

また、令和3年4月に施行した「奈良県文化振興条例」では、「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」を両輪に、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すこととしています。

本条例の施行とともに、令和3年度は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していくため「奈良県文化振興戦略懇話会」における有識者の会議（令和3年6月～）や、反田恭平氏が代表を務めるジャパン・ナショナル・オーケストラ株式会社（JNO）との連携協定の締結（令和4年2月）など、本県の文化振興を推進する出来事が多くありました。

とりわけ、歴史文化資源の活用や芸術文化活動の振興により心豊かな県民生活の実現に資するとともに、観光、産業等の分野と連携した地域振興を目指す「なら歴史芸術文化村」がオープン（令和4年3月）し、本県の文化振興は新たなフェーズに移行したと言えます。

これを契機として本県文化振興の更なる充実を図るため、改めて文化振興の意義を考え、それに相応しい大綱に改定することとしました。

今回の大綱改定の要諦は、本県の文化振興の柱となる「文化財の保存」、「文化資源の活用」、「文化活動の振興」という3つの要素に着目し、それぞれの意義を具体化したことです。

<「文化財の保存」の意義>

- ・文化財は、先人の文化活動の結晶として、日本の歴史・伝統・文化等の正しい理解と将来の文化の充実・発展の基礎をなすものであり、大切に受け継いでいく。

- ・滅失・毀損のおそれのある文化財を保存し、歴史文化資源として、現在及び将来の活用につなげる。

<「文化資源の活用」の意義>

- ・活用につながる文化財が歴史文化資源。
- ・歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、公共財であり、積極的に活用すべきもの。
- ・歴史文化資源との対話を通じてその本質的価値を理解し、先人からの豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、心を耕し、自分たちの能力を引き出す。

<「文化活動の振興」の意義>

- ・文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためになくてはならないもの。
- ・文化活動（鑑賞・体験、創作、表現、追求）を通じ、利他心や自尊心、自分の想いを伝えていく力が育まれる。
- ・自己実現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、内面を豊かにすることができる。
- ・文化活動は、人々の心を耕し、よく生きる力を与える。

そして、これら3つの要素の関連性に着目すると、先人の文化活動の結晶が文化財であり、活用につながる文化財が歴史文化資源で、それは人々の共通の財産（公共財）であり積極的に活用すべきものであること、歴史文化資源との対話により、心の栄養として受け止め、各人が能力を引き出すことになること、歴史文化資源を活用することで心の栄養となり文化活動がより豊かなものになることが認められ、3つの要素には、密接かつ重要な関連性が横たわっていると考えられます。

以上により、「文化財の保存」、「文化資源の活用」、「文化活動の振興」の3つの要素の固有の意義を踏まえ、従前の「奈良県文化振興大綱」を「文化資源の活用」に対応した「奈良県文化資源活用大綱」と「文化活動の振興」に対応した「奈良県文化活動振興大綱」の2つに分けるとともに、「奈良県文化財保存活用大綱」（令和3年6月策定）も合わせて体系を整理しました。

これら文化に関する3つの大綱をもとに、歴史文化資源に恵まれた本県の強みを生かし、幼少期から生涯を通じて文化に親しむことにより、各人が心を耕し、生きる力を得て、豊かな人生を送ることのできる環境づくりを目指し、本県独自の文化の振興に取り組んでまいります。

第Ⅰ章 大綱の趣旨及び基本的な考え方

1. 文化活動を振興する意義

文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためになくてはならないものです。

文化活動（鑑賞・体験、創作、表現、追求）を通じ、利他心や自尊心、自分の想いを伝えていく力が育まれます。

自己実現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、内面を豊かにすることができます。

文化活動は、人々の心を耕し、よく生きる力を与えます。

文化は、明治以降、英語の「culture」にあてられた日本語訳で生まれた言葉といわれています。

「culture」と、耕すという意味の英語「cultivate」は、共にラテン語の「cultura」を語源にもつ単語とされており、「cultura」は耕作・育成を意味しています。

語源から考えると、culture=文化には、「耕す」という意味が内包され、心を耕し、精神を育成することが文化につながるという深い意味を感じられます。

心を耕し、栄養を得る文化活動は、生きるために食べることと同じく、人間が持って生まれた行動のパターンであることが認識されつつあります。経済的にいくら豊かであっても、精神的に満たされていなければ、どこか物足りなさを感じます。これを埋めるもののひとつが文化活動であり、文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためになくてはならないものです。

文化活動には、自ら創作・表現・追求する創作活動と、他者が創作したものを受け取る鑑賞・体験する受容行動があります。

創作活動は、自己表現の手段として行われますが、創作活動の過程で、人間はアイデンティティを自覚し、自分を大事にする自尊心や自分の想いを伝えていく力を育みます。

一方、鑑賞に代表される受容行動により、人間は感動を得ると同時

に、創作者や他の鑑賞者とその価値を共有し、他者を思いやる心を育て、利他心を育みます。

このように、文化活動は、自己実現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、人々の内面を豊かにすることができます。

文化の語源を踏まえて言い換えると、文化活動は、人々の心を耕し、よく生きる力を与えます。

このような文化活動が活発に行われている社会を実現していくためには、創作活動と受容行動をつなぐ場や機会が多く用意されていることが必要です。

奈良県では、「音楽で、奈良を元気に」との思いから、平成24年に「ムジークフェストなら」をスタートし、令和4年には第10回を迎えました。本県の豊かな歴史文化資源を活かした社寺での公演等は、大変好評いただいています。

未来のトップアーティストを目指す子ども達の県立ジュニアオーケストラも、平成23年度の結成から10年を超え、県内外の多くの方が、その演奏を楽しみにされています。

平成29年度には、「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」を全国で初めて一体開催しました。「障がいのある人とない人の絆を強く」を基本テーマの1つに掲げた両大会からは、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加し楽しむことができる芸術文化祭となるなど、たくさんの収穫があり、そのレガシーは、「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」に受け継がれています。

障がいの有無や年代、性別などに関わらず、誰もが文化活動を盛んに行い、生活を楽しむことができる心豊かな社会の実現を目指し、この奈良県文化活動振興大綱（以下、「大綱」という。）に基づき、取組の更なる推進を図っていきます。

2. 大綱が目指す姿

前述の「文化活動を振興する意義」を踏まえ、年代や性別、障がいのあるなしなどに関わらず、誰もが文化活動を盛んに行い、生活を楽しむことができる心豊かな社会の実現を目指します。

また、文化活動の力で地域の振興を図り、「文化の力で奈良を元気に」することを目指します。その際には、本県が我が国の芸術文化分野を代表する能や茶道の発祥の地とされていること、県民の芸術文化への関心度の高さを意識します。

さらに、音楽の分野では、これまで、「音楽で、奈良を元気に」との思いで「ムジークフェストなら」等に取り組んできましたが、令和4年2月、反田恭平氏が代表を務めるジャパン・ナショナル・オーケストラ株式会社（以下、「JNO」という。）と連携協定を締結し、本県における上質な音楽の裾野を広げていく取組を推進しています。

また、奈良県文化会館が音楽による文化活動の拠点となるよう、「音にこだわる」をコンセプトに、リニューアル整備を進めています。

このような、ソフト・ハード両面での取組をさらに充実し、四季を問わず、まち中が音楽で溢れる奈良県、できれば「音楽の都」奈良県と呼ばれることを目指します。

3. 対象期間

令和5年4月1日から概ね5年間（第2期）

4. 大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のうち、「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定するものです。

また、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」にも位置づけて策定します。

さらに、奈良県文化振興条例に規定する「基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための指針」でもあり、県が他に定める奈良県教育振興

大綱、奈良県文化財保存活用大綱及び奈良県文化資源活用大綱と並び立ち、相互に補完するものです。

<文化芸術基本法に規定される文化振興における県の役割>

我が国の文化政策は、文化芸術全般にわたる基本的な法律として制定された文化芸術基本法を頂点とする文化法制に基づき推進されています。

文化芸術基本法は、その前文において、文化芸術について以下のように規定しています。

- ・文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。
- ・文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。
- ・文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

同法は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

また、同法第4条は、地方公共団体の責務について「地方公共団体は、（同法の）基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

<教育基本法に規定される文化振興における県の役割>

教育基本法（昭和22年法律第25号）では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造

を目指す教育」を推進しています。また、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が掲げられており、教育と文化には強い関連があります。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）では、地方公共団体の長は総合教育会議を設置するとともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じた当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を総合教育会議と協議して定めることとされています。

そのため、本県では文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、本大綱及び奈良県文化資源活用大綱を、奈良県総合教育会議との協議を経て策定します。

<奈良県文化振興条例に規定される文化振興における県の責務>

本県では、令和3年3月に奈良県文化振興条例を制定し、同年4月に施行しました。

本条例では、「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」の2つ分野で文化の振興と地域振興を推進することを使命として、基本理念や基本的施策を明らかにしています。

第4条において、県は「条例の基本理念にのっとり、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務」を有することと規定し、施策の実施にあたり、県は「県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者、市町村、他の都道府県、国その他の主体と連携し、及び協働することと規定しています。

第Ⅱ章 第1期（平成29～令和3年度）の成果と評価

1. 文化を取り巻く環境の変化

（1）社会情勢の変化

①人口減少・少子高齢化

本県の人口は令和4年10月1日時点の推計で130.6万人であり、平成12年以降減少の一途をたどっています。全国的に見ても人口の減少が進んでおり、今後もさらに減少する見込みです。また、年齢別の人口を見ると、65歳以上の割合が増加傾向にある一方、64歳以下の割合は減少し続けています。

人口減少、少子高齢化の社会問題は、文化活動の担い手や文化資源の継承者の不足など、文化振興の分野においても様々な影響を及ぼしています。これから文化振興を検討するにあたり、人口構造の変化は常に意識しなければなりません。

②新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年頃から、新型コロナウイルス感染症が世界中で急速に蔓延し、感染症拡大防止の観点から、人々は国外渡航だけでなく、国内移動についても厳しい制限を受けることとなりました。さらに、密閉空間・密集場所・密接場面のいわゆる「3密」を避けることが推奨され、人々が集まる活動はほとんどできない時期もあり、文化活動やイベント等は中止や延期に追い込まれる事態となりました。

このような状況を受け、中止・延期等を余儀なくされた文化に対する関心と熱意を盛り上げるべく、国等による事業継続や生活維持に係る支援、活動再開に向けた支援も行われてきました。

感染対策を講じた文化イベントの実施や、イベントのオンライン化等により、文化活動を再開する動きが活発化してきているものの、未だ新型コロナウイルス感染症は収束に至っておらず、文化活動やイベント等は影響を受けています。

（2）国の動向

①文化芸術振興基本法の一部改正

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、年齢、障がいの有無又は経済的な状況にかかわらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備や、観光、まちづくり、国際交流などの関連分野における施策との有機的な連携などの基本理念が追加されました。

②文化財保護法の一部改正

平成 30 年 6 月の一部改正（平成 31 年 4 月施行）では、地域における文化財の総合的な保存・活用を図るため、都道府県は文化財保存活用大綱を策定できることとなりました。

また、市町村は県の文化財保存活用大綱を勘案して、文化財保存活用地域計画を策定し、国の認定を申請できることとなりました。さらに、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用を図るため、国指定等文化財の所有者又は管理団体は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できることとなりました。

令和 3 年 4 月の一部改正（令和 3 年 6 月及び令和 4 年 4 月施行）では、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設されるとともに、地方公共団体による登録制度が新設されました。

③地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等

平成 30 年 6 月の一部改正（平成 31 年 4 月施行）で、教育委員会の所管とされている文化財保護の事務を、条例により地方公共団体の長が担当することができるようになりました。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）により博物館等の社会教育に関する教育機関も地方公共団体の長が所管可能になりました。

④文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定

令和2年5月1日、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）（以下「文化観光推進法」といいます。）が施行されました。

文化観光推進法は、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とするものです。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めています。

（3）県の動向

①文化財保護事務の知事部局への移管

平成31年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、文化財保護事務を地方公共団体の長が担当できることとなったことを受けて、文化財の保存と活用を一体的に推進するため、県教育委員会事務局にあった文化財保存課及び文化財保存事務所を知事部局に移管しました。

②奈良県文化振興条例の制定

令和3年3月に、本県の目指す文化振興について、基本理念を定め、県の責務や関係者の役割を明らかにするとともに、歴史文化資源の継承と活用及び文化活動の振興を施策の両輪とした文化振興に関する施策の基本的事項を定める条例を制定しました。

③奈良県教育振興大綱の改定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育における地方分権の一環として、知事が教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定められるようになり、令和3年3月に対象期間を4年間とする第2期「奈良県教育振興大綱」を策定しました。

④奈良県文化財保存活用大綱

令和3年6月に、本県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確にするとともに、各種の取組の共通の基盤となるものとして、「奈良県文化財保存活用大綱」を策定しました。

⑤奈良県文化振興戦略懇話会の設置・運営

本県における文化振興に係る諸課題に対して広く意見を聞くことで、その諸課題について総合的に検討し、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、奈良県文化振興戦略懇話会を設置し、令和3年度から運営を開始しました。

2. 第1期の課題

奈良県文化振興大綱（第1期）では、平成29年度から概ね5年間を適用期間としていました。

当時県民向けに実施したアンケート結果から、県民の80%以上が文化活動・文化鑑賞は大切だと思いながらも実際の活動を行う人は50%程度に留まっており、文化活動への参加・鑑賞を阻む要因（文化活動の鑑賞・発表の機会の不足、文化活動情報の不足）の解消が課題でした。

また、要因解消のため既に取り組んできたイベントを中心とした施策にも、次の課題がありました。

- ・開催地域は北和地域が中心となっており、地域的な偏りがあること
- ・開催時期は秋冬に多く、春夏に少ない傾向にあること
- ・20歳代から40歳代の県民の参加が少ない傾向にあること
- ・障がいのある人とない人が交流できる機会が不十分であること
- ・伝統芸術、メディア芸術に関しては、取り組んでいる施策が少なく、十分な展開が行われていないこと

さらに、文化施設は、県立・市町村立の施設が情報の共有や広報連携を行い、効果的な施策推進を行う必要がありました。

3. 第1期の課題に対する施策の方向性と成果

第1期では、課題を踏まえた施策の方向性に基づき、各種施策に取り組みました。主な取組実績と成果は次のとおりです。

(1) 文化活動振興分野の取組状況

①文化活動への支援

施策の方向性

- 県内の文化の基盤となる住民レベルの文化活動を活性化
- 県民の文化活動の奨励
- 文化活動において顕著な成果を収めた者や振興に貢献した者に対して、功績を称える仕組みを構築

取組実績

- 県内の文化の基盤となる住民レベルの文化活動を活性化させるため、文化活動の主体となる団体や市町村を支援しました。
- 文化活動において顕著な成果を収めた者や振興に貢献した者に対して、功績を称える仕組みの構築を進めました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け文化活動の発表の場が失われる中、オンラインによる芸術文化の発信を支援し、文化活動が途絶えないよう支援しました。

②伝統的な文化の継承・発展・保存

施策の方向性

- 伝統芸能など過去の歴史を承継・発展させてきた分野の文化的な価値を継続・発展し続けるための後継者育成や発表の場づくりを推進
- 消失の危険性のある行事等の映像、文献等の記録及び保存の推進

取組実績

- 令和元年度に地域伝統芸能全国大会を橿原市で開催し、県民が伝統芸能に親しむきっかけ作りをするとともに、令和2年度、令和3年度はそのレガシーを継承し、奈良県芸能まつりを開催しました。
- 芝能の開催を継続しました。
- 県内の市町村、関係団体に対して補助事業を紹介し、子どもを対象とした能楽や狂言等の体験事業や地域固有の伝統芸能の保存・継承活動などの実施を支援しました。

③県民意識の醸成（文化力の向上）

施策の方向性

- 年間を通じ県内のどの地域においても文化にふれ、参加することができる環境の構築
- イベント展開にあたっては、本県の特徴である歴史文化資源を最大限に活用し、新旧の文化を取り入れるなど奈良らしいイベントとなることに留意
- 他分野のイベント等とも連携を進め、イベント参加者が多彩な楽しみ方ができる機会を創出
- 障がいの有無や年齢などにかかわらず、文化活動に取り組み、文化を通じた交流を行うことができる環境を整備

取組実績

- 春には上質な音楽を届ける音楽イベント「ムジークフェストなら」、秋には誰もが楽しむことができる芸術祭「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」、冬には文化会館、橿原文化会館におけるクラシックコンサート等の自主事業など、年間を通じて多様な文化イベントを開催してきました。
- イベント展開にあたっては、県内の社寺を会場とするなど、特別感や地域の特性を演出し、奈良らしいイベントとなるよう工夫しました。
- 地域振興等他分野のイベントとも連携し、より幅広い方々へ文化活動に触れる機会を創出しました。
- 本県では平成 29 年度に「第 32 回国民文化祭・なら 2017」「第 17 回全国障害者芸術・文化祭なら大会」を全国で始めて一体開催しました。この開催実績を引き継ぎ、平成 30 年度から「奈良県大芸術祭」「奈良県障害者大芸術祭」を一体開催してきました。さらに令和 3 年度からは名称も一本化し、障がいの有無や年齢などにかかわらず、「みんな」が参加し「たのしむ」ことのできる文化イベント「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」として、誰もが文化



ムジークフェストなら
開催の様子

活動に取り組み、芸術文化を通じた交流が行われるよう事業を展開しました。

④人材育成

施策の方向性

- 奈良の文化活動を牽引する担い手となるプロ人材を育成
- 次代を担う子どもたちが気軽に文化に触れ、学べるような取組を実施
- 学校教育における文化活動を振興
- 子どもたちが文化活動に参加できる体制づくりを推進
- 地域において文化活動を創出、継承しようとする方々を支援

取組実績

- 小学生から高校生までの子どもたちにより結成された県立ジュニアオーケストラの活動を継続し、奈良の文化活動を牽引する担い手の育成に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コンサートが中止になる中でも、オンラインによるテレワーク演奏の実施や動画の配信などを続け、研鑽を重ねました。
- 「ムジークフェストなら」の開催に合わせ、幼稚園、小学校等へアウトリーチコンサートを実施し、次代を担う子どもたちが気軽に芸術文化にふれ、学べるような機会を創出しました。
- 「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」では芸術家を呼んで子ども向けのワークショップを実施するなど、子ども達の感性を育み、芸術文化を体験できる機会を創出しました。



県立ジュニアオーケストラ

⑤情報発信強化

施策の方向性

- 文化イベントについて、県内はじめ県外・海外の人にもわかりやすく情報を伝えるための効果的な発信手法を確立

- 平成 29 年度に開催した「第 32 回国民文化祭・なら 2017」及び「第 17 回全国障害者芸術・文化祭なら大会」では、県下全域にイベント開催が広がり、県内外に向けて総合的な広報が行われたことから、この取組を継承
- 広報が不足しがちな分野の文化活動については、関係団体等と連携し、より効果的に発信できる仕組みを構築
- 「芸術文化＝奈良」という新たな「奈良ブランド」の確立

取組実績

- 連携して実施されるイベントの広報をホームページやガイドブック、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により一体的に実施しました。
- SNS による情報発信の強化の取組として、「ムジークフェストなら」「みんなでたのしむ大芸術祭」では、YouTube による動画配信や、Facebook、Instagram などによるイベントの紹介等を積極的に行いました。
- 大宮通り沿いに大型の広報掲示板を設置し、美術館の展覧会情報をはじめ、魅力ある県内イベント等の情報を掲示するなど、見やすく、また、分かりやすい手法で芸術文化の情報を届けられるように努めてきました。

(2) 数値目標の状況

文化活動に関連する成果目標及び行動目標の状況は次のとおりです。

【成果目標】 県民が、地域の文化的環境に対して満足している状態の実現

〈成果指標〉 県民アンケートにおける、県民の身近な生活に関する項目の満足度として「自分が住んでいる地域に活気があり、魅力のある地域になっていること」の平均点数（5 段階評価 5 点満点）について 3.0 点に高めます。

成果指標の状況

H28 年度	↗	H29 年度	↘	H30 年度	↗	R 元年度	↗	R2 年度	↗	R3 年度
2.69 点		2.73 点		2.69 点		2.72 点		2.73 点		2.76 点

平均点数は上昇傾向にありましたが、目標値達成には至りませんでした。引き続き文化活動を通じて地域を活性化し、魅力的な地域づくりに努めます。

【成果目標】 県民が、文化芸術の鑑賞活動や創作活動等を盛んに行っている状態の実現

〈成果指標〉 県民アンケートにおける、「1年間に文化活動又は文化鑑賞を行った県民の割合」を55%に高めます。

成果指標の状況

H28 年度	↗	H29 年度	↘	H30 年度	↗	R 元年度	↘	R2 年度	↘	R3 年度
49.0%		49.6%		45.0%		54.1%		38.6%		29.0%

「奈良県大芸術祭」と「奈良県障害者大芸術祭」の開催等により目標値に近づきつつありましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け落ち込みました。

【成果目標】 奈良県の歴史や芸術の魅力を動機として、訪問や周遊、観光が盛んに行われている状態の実現

〈成果指標〉 県民アンケートにおいて、親せきや友人、知人等をもてなすため、観光やレクリエーションを目的に奈良県各地域を訪問する場合の訪問目的として「美術鑑賞・展覧会等」と「演劇、コンサート鑑賞」を挙げる割合の合計を15%に高めます。

成果指標の状況

H28 年度	↗	H29 年度	↘	H30 年度	·	R 元年度	↘	R2 年度	·	R3 年度
11.1%		12.3%		12.1%		—		11.2%		—

統計値が取れなかった年度もありましたが、全体の傾向として11%以上を保ったものの、目標値には届きませんでした。

【行動目標】 芸術文化イベントに県民が積極的に参加することができる状態の実現

〈行動指標〉

- ①「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」のイベント数について、800催事以上を維持します。
- ②県民アンケートにおける「ムジークフェストなら」の周知度を55%以上に高めます。

行動指標①の状況

H28 年度	↗	H29 年度	↘	H30 年度	↘	R 元年度	↘	R2 年度	→	R3 年度
760 催事		808 催事		714 催事		706 催事		205 催事		509 催事

行動指標②の状況

H28 年度	↗	H29 年度	↗	H30 年度	↗	R 元年度	↘	R2 年度	→	R3 年度
32.1%		33.1%		34.2%		39.1%		33.3%		35.8%

「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭（旧奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭）」は催事数を一定維持していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度は大幅に催事数が減りました。「ムジークフェストなら」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は開催を中止しましたが、一定の認知度は維持し続けました。

第Ⅲ章 現状と課題

本県では第Ⅱ章のとおり、様々な施策に取り組んできましたが、未だ以下の課題を有していると考えます。第2期ではこれらの課題解決に向け、基本的目標を掲げて取り組みます。

1. 現状と課題

(1) 新しい形態での文化活動・イベントの展開

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集客型の文化イベントは開催中止や延期が相次ぎました。新型コロナウイルス感染症が沈静化したとしても、様々な理由で会場に足を運ぶことが困難な人々もいます。そのため、来場しなくとも、文化を鑑賞できる新しい形態での文化イベントの開催を検討する必要があります。
- ・「新しい生活様式」に合わせた文化イベントにおける工夫が必要です。
- ・SNS等インターネットを活用した文化に関する情報発信など、紙媒体以外での情報発信手法を強化する必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化活動に関わる者への支援が必要です。

(2) 文化活動・鑑賞する人々の活性化

- ・県民アンケートにおける「この1年間に文化活動又は文化鑑賞を行った県民の割合」が伸び悩んでいます。
- ・文化活動を行う人々の高齢化が進んでいます。奈良県美術展覧会では出品者は60代以上が多く、若年層が少なくなっています。また、文化会館及び橿原文化会館では定期的にコンサートを開催していますが、参加者の割合を見ると若い世代が少なくなっています。若い年代から文化活動に親しむ人々を増やし、文化に親しむ人々の裾野を広げる必要があります。
- ・本県出身で世界的に活躍するトップアーティストが少なく、育成が必要です。

- ・今後も引き続き「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」を開催するなど、いつでも、どこでも、障がいの有無や年齢などにかかわらず、文化活動への参加や鑑賞ができる環境の創出が必要です。
- ・県立の文化施設が老朽化し、上質な芸術を鑑賞できる場や文化活動の場の維持が困難になりつつあります。県では奈良県文化会館と県立美術館の一体的な整備を検討していましたが、美術館整備予定地に学術的に重要な遺構群が発見されたことを受け、奈良県文化会館を先行して整備する計画に変更しました。引き続き、文化施設各館の現状に合わせた計画的な整備が必要です。
- ・「ムジークフェストなら」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベント中止や無観客での公演実施を余儀なくされながらも継続して実施してきましたが、一方でその認知度が伸び悩んでいます。幅広い世代での認知度向上が図れるよう、企画や広報に工夫が必要です。

(3) 奈良公園を文化ゾーンとする地域整備

- ・奈良公園とその周辺には、文化施設（劇場・音楽堂、博物館等）が多く存在していますが、広域に点在しているため有機的な繋がりが薄く、奈良公園における文化施設の連携取組が課題です。奈良公園の周遊のあり方及び奈良公園における文化の展示力を向上するための取組を推進する必要があります。
- ・奈良公園は社寺も多く、歴史に興味のある方々に対しては高い魅力となっていますが、文化施設を目当てに奈良公園を訪れる人を増やすため文化施設の磨き上げが必要です。また、奈良公園に訪れた人々が文化施設に立ち寄ってみようと思える周遊ルートや案内方法の検討が必要です。
- ・歴史に興味のある方だけでなく幅広い層に奈良公園を訪れてもらうため、新たな来訪ニーズを掘り起こし、奈良公園全体への周遊を創出する必要があります。
- ・「芸術文化＝奈良」という新たな「奈良ブランド」の確立に努めてきましたが、引き続き「芸術文化＝奈良」の発信が必要です。

2. 基本目標と評価指標

以上の現状と課題を踏まえ、文化活動が盛んに行われ、生活を楽しむことができる心豊かな社会の実現を目指して、文化活動振興施策における第2期の基本目標を次のとおりとします。

(1) 基本目標

- ・文化活動を通じた地域の振興と魅力向上
- ・障がいの有無や年齢などにかかわらず、だれもが文化活動を楽しめる環境づくり
- ・県民の日常生活を心豊かなものにするための盛んな文化活動の展開

(2) 評価指標

上記（1）に示した基本目標の達成度を検証するため、次のとおり評価指標を設け、それぞれの目標値を次のとおり定めます。

評価指標	目標値
直近1年間に文化活動又は文化鑑賞を行った県民の割合 【出典：県民アンケート】	第2期最終年度までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の割合 54.1%(令和元年度)以上に戻します。 【令和3年度：(29.0%)】
「自分が住んでいる地域に活気があり、魅力のある地域になっていること」に対する県民の満足度評価の平均点数（5段階評価5点満点） 【出典：県民アンケート】	第2期最終年度までに、平均点数を3.0点にします。 【令和3年度：(2.76点)】
将来的に奈良県に「ずっと住みたい」または「一度は県外に出ても、奈良県に戻って住みたい」理由として、「奈良県や身近な地域に愛着を感じるから」を挙げる県民の割合 【出典：県民アンケート】	第2期最終年度までに、50%に高めます。 【令和3年度：(40.9%)】

第IV章 文化活動振興施策の方向性

今回の大綱改定にあたっては、「文化財の保存」、「文化資源の活用」、「文化活動の振興」のそれぞれの意義を確認した上で、文化財を保存して活用につなげること、歴史文化資源を活用することで文化活動がより豊かなものになるという、本県文化振興の考え方を明確化しました。

これを意識しつつ、第III章で取り上げた課題と基本目標の達成に取り組むため、第2期に展開する文化活動振興施策の方向性を次のとおりと定めます。

1. 文化活動振興施策について

(1) 県民の文化活動の充実への支援

文化活動は人間の成長や人生を有意義に過ごすことに大きな意味を持ちます。県民が生涯にわたって文化活動ができる基盤を作ることが大切です。

そのため、県民がいつでも、どこでも、誰でも文化活動に参加・鑑賞ができる環境を構築します。また、障がいの有無や年齢などにかかわらず、文化活動ができることを目指します。さらには、上質な芸術に触れる機会の創出や活動の場の整備を進めます。

(2) 地域における文化活動に対する支援等

文化活動は人々を活性化させ、さらには地域の振興につながります。

そのため、県民及び市町村が主体となって取り組む文化活動を支援し、県民がいつでも、どこでも、誰でも文化活動に参加・鑑賞ができる環境の構築を進めます。文化活動を通じて、地域の振興、活動者・参加者の心身の健康増進、誘客の促進に繋がることを目指します。

(3) 交流の促進

人々や地域が交流することにより、文化活動がより活発化し、新たな文化の創造につながります。

そのため、文化活動を通じて、地域間の交流、国際的な交流、また障がいのある人との交流を促進し、相互理解、共生社会の実現を目指します。また、文化活動団体同士が交流し、活動内容を向上させていくことを支援します。

(4) 人材育成等

子ども達の心豊かな成長と文化活動の発展のために、未来を担う人材を育成する必要があります。

文化活動の担い手を育成するため、若い世代が芸術文化に触れられる機会や文化活動を発表できる機会を創出します。また、一流のアーティストの指導を受ける機会を設け、未来の芸術文化を担う人材の育成を目指します。

(5) 伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等

伝統芸能等は人々が長い年月をかけて育てた貴重な文化です。これらの文化を後世に伝えなければなりません。

そのため、伝統芸能等の鑑賞・体験の機会を設け、伝統芸能等に興味・関心をもつ県民を増やすことを目指します。また、国や一般財団法人地域創造等の支援プログラムも活用し、伝統芸能等の普及活動の継続を支援します。

(6) 情報の収集及び発信

文化活動の機会を幅広く提供するため、情報の充実が必要です。

そのため、県内の文化活動情報の広報の強化に努めます。展覧会や音楽会など文化イベントの魅力が伝わる広報、人の目にとまりやすい広報を検討します。また、奈良公園を周遊する人の動線を考慮し、誘客につなげられる広報を展開できることを目指します。

第V章 施策の展開

第IV章で示した施策の方向性に基づき、次のとおり施策を展開します。

1. 文化活動施策について

(1) 県民の文化活動の充実への支援

県民が障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが文化活動に参加し、又は鑑賞できる環境を創出するため、次のとおり取り組みます。

- ・本県の歴史文化資源を活かした社寺などにおける“奈良ならでは”的コンサート等により、全国から高い注目を集め音楽祭「ムジークフェストなら」について、年間を通じて音楽を楽しめる音楽祭へと展開します。
- ・障がいの有無や年齢などにかかわらず、「みんな」が参加し「たのしむ」ことのできる文化イベント「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」を開催し、文化活動を行っている県民の発表の場を設けます。
- ・JNOとの連携による取組を本格展開し、本県における上質な音楽の裾野を広げていきます。
- ・奈良県文化会館が音楽による文化活動の拠点となるよう、「音にこだわる」をコンセプトに、音楽系を軸とした舞台芸術の殿堂としてリニューアルします。また、ハード・ソフトの両面から、奈良公園内における文化の展示力向上に向けた取組を推進します。
- ・なら歴史芸術文化村において、芸術の鑑賞、体験等の機会を提供するほか、アーティストと交流することができる取組を行います。

- ・なら歴史芸術文化村において、就学前の幼児や小学生に対して「遊び」を通して、アートや音楽を体験することにより、豊かな感性、表現等を養う取組を実施します。
- ・県立美術館では奈良県ゆかりの作品や作家、新聞社等他機関と連携した話題性のある展覧会等を開催し、幅広い人々が美術品鑑賞を楽しめる機会を提供します。
- ・県内文化団体や市町村による地域の歴史文化資源を活かしたイベント等の実施を支援します。
- ・イベントの開催にあたっては、社寺などの奈良らしい場所を会場に設定します。また、動画配信等の工夫により多くの人が鑑賞できる機会を創出します。
- ・地域、社寺等とも連携し奈良の文化の発信を行います。
- ・県立ジュニアオーケストラを運営し、高校生までの子どもたちを集め、音楽を通じた集団活動により子どもたちの情操教育を図ります。
- ・文化活動の発表の場として、日本画・洋画・彫刻・工芸・書芸・写真の6部門を一般公募する美術展覧会を開催します。

（2）地域における文化活動に対する支援等

県民や市町村が主体となって取り組む文化活動に対して支援を行うことで、文化活動をする県民の増加及び文化活動を通じた地域の振興を目指し、次の取組を実施します。

- ・県内文化団体や市町村による地域の歴史文化資源を活かしたイベント等の実施を支援します。
- ・本県の歴史文化資源を活かした社寺などにおける“奈良ならでは”的コンサート等により、全国から高い注目を集める音楽祭「ムジークフェストなら」について、年間を通じて音楽を楽し

める音楽祭へと展開します。また、本音楽祭開催期間中に市町村や文化活動団体が実施するイベントの情報を収集し、本音楽祭に参加する事業として広報等の連携を図ります。

- ・障がいの有無や年齢などにかかわらず、「みんな」が参加し「たのしむ」ことのできる文化イベント「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」を開催します。また、「ムジークフェストなら」同様、本芸術祭開催期間中に市町村や文化活動団体が実施するイベントの情報を収集し、本芸術祭に参加する事業として広報等の連携を図ります。
- ・大和平野中央田園都市構想を踏まえ、なら歴史芸術文化村と磯城郡3町は、「文化財の活用・理解」や「子どものはぐくみ」にかかる事業展開において連携し、双方の事業効果の向上を図ります。
- ・イベントの開催にあたっては、社寺などの奈良らしい場所を会場に設定（ユニークベニュー）します。また、動画配信等の工夫により多くの人が鑑賞できる機会を創出します。
- ・地域、社寺等とも連携し奈良の文化の発信を行います。
- ・県民が良質な芸術に触れられる機会として、県立文化施設等においてコンサート等を開催します。また、若い世代が気軽に参加できるよう、廉価な座席を設けるなどの工夫を行います。
- ・県立美術館のギャラリーを活用し、奈良ゆかりの若手アーティストの作品展示や、県内文化施設等との連携展示に取り組みます。
- ・奈良県文化会館が音楽による文化活動の拠点となるよう、「音にこだわる」をコンセプトに、音楽系を軸とした舞台芸術の殿堂としてリニューアルします。また、ハード・ソフトの両面から、奈良公園内における文化の展示力向上に向けた取組を推進

します。

- ・県民の中南和における文化活動の拠点施設として、樅原文化会館を引き続き活用します。
- ・万葉文化館において、奈良県ゆかりの作品や作家、新聞社等他機関と連携した話題性のある展覧会、奈良に受け継がれてきた地域資源に注目した館蔵品を中心とした展覧会など、幅広い人々が美術品鑑賞を楽しめる展覧会を開催します。
- ・『万葉集』を中心とした古代文化に関する総合文化拠点である万葉文化館において、地域の文化活動の場を提供するとともに、周辺施設や社寺等とも連携したにぎわいを創出し、県中南和地域の活性化に貢献します。

(3) 交流の促進

文化活動を通じて地域間交流や国際交流を促進し、相互理解を図るため次の取組を実施します。

- ・なら歴史芸術文化村を拠点に、国内外のアーティストによる滞在制作、作品展示、ワークショップ等を通じ、来館者や地域との交流を図ります。
- ・奥大和地域をエリアとして、自然に包まれながらアート作品を鑑賞体験してもらうことで、奥大和地域の魅力を再発見してもらう関係人口創出型の芸術祭を開催します。
- ・障がいのある人のアート作品の展示や舞台芸術等を通じて、障がいのある人とない人の交流を図ります。
- ・県内文化団体や市町村による地域の歴史文化資源を活かしたイベント等の実施を支援します。

(4) 人材育成等

文化活動の継続的な振興のため、文化活動の担い手の育成や確保の取組を次のとおり実施します。

- ・ こども向けコンサートの開催や、なら歴史芸術文化村におけるヴァイオリン等を活用した音楽プログラムの実践など、こどもを音楽で育てる取組を推進します。
- ・ 神経系の発達が著しい幼児期に、個々の感性を生かした「遊び」を通したお絵かきや粘土などのアートを体験してもらうことにより、自尊感情（豊かな感性と表現等）を養うなど、豊かな人間性を育むプログラムを開催します。
- ・ なら歴史芸術文化村において、こども一人ひとりの豊かな感性と表現等をはぐくむため、こどもたちの「やってみたい」意思を大切にしながら、アートや音楽を体験するプログラムを提供します。
- ・ 県立ジュニアオーケストラを運営するなど、演奏活動の充実や、一流の音楽家による指導を通じて、未来のトップアーティストを育成します。
- ・ J N Oと連携し、未来の演奏家を育成するための取組を推進します。
- ・ 県教育委員会と連携し、なら歴史芸術文化村を活用した郷土教育を推進します。
- ・ 小中学校において、芸術文化団体による実演、芸術家派遣やワークショップを実施し、子どもたちに質の高い芸術文化を鑑賞体験する機会を確保するとともに、将来の芸術家や観客を育成します。
- ・ 若者の美術活動の活性化を図るため、次世代を担う青少年の成果発表の場として、日本画・洋画・彫刻・工芸・デザイン・書

芸・写真の作品を公募するジュニア向けの美術展覧会を開催します。

- ・次世代を対象とした映画制作講座等の実施により、映画文化の担い手を育成します。

(5) 伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等

伝統芸能及び生活文化の継承、発展及び保存のため、県民が伝統芸能等に親しむことができる機会を創出するなど、次の取組を実施します。

- ・県内各地域の獅子舞や踊り、能楽等の伝統芸能を知る機会となるイベントを開催します。
- ・なら歴史芸術文化村において、能楽等の伝統芸能に親しむことができる体験教室等を開催します。
- ・伝統芸能が鑑賞できるイベント情報を集約し、広報します。
- ・万葉文化館において、地域の伝承芸能保存活動団体による地域の文化活動の場を提供します。

(6) 情報の収集及び発信

文化活動の振興を円滑に進めるため、次のとおり情報の収集や発信に努めます。

- ・SNS やインターネットの活用に努め、効率的かつ効果的な情報発信を行います。
- ・高度な案内書など、本県の歴史文化資源を深く知ることができる新たなツールを活用した情報発信を行います。
- ・「ムジークフェストなら」を開催するにあたり、連携する市町村や文化活動団体のイベント等を一体的に広報します。
- ・「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」を開催するにあたり、連携

する市町村や文化活動団体のイベント等を一体的に広報します。

- ・公共交通機関や商店街、商業施設など人の目につきやすい場所へのポスターの掲示やパンフレットの配架などの広報を展開します。
- ・人通りの多い大宮通沿いの広報掲示物にて本県の主要な文化イベントや美術館の魅力を強力に発信することで、各催し物への集客を促進します。

2. 県有文化振興関連施設について

県有の文化振興関連施設は次のとおりです。

これらの施設を活用し、文化施策の効果的な展開を図ります。また、文化分野のみならず観光や産業分野等とも連携し、地域の振興にもつながる施設運営に努めます。

分類	施設名	所在地	特徴
ホール・貸館	文化会館	奈良市	奈良公園のエントランスに位置する文化会館。リニューアル工事を予定。
ホール・貸館	橿原文化会館	橿原市	近鉄大和八木駅近くに立地する中南和における文化活動の拠点施設。大・小二つのホール、展示室及び会議室を所有。コンサートや講演会等に広く利用できる。

分類	施設名	所在地	特徴
ホール・貸館	奈良春日野国際フォーラム	奈良市	緑豊かな奈良公園に位置するコンベンション施設。また、能楽発祥の地にふさわしい本格的な能舞台をもつ能楽ホールでは、伝統芸能だけでなく国際会議や学術会議等多目的利用ができるようになっている。
ホール・貸館	コンベンションセンター	奈良市	最大2,000名収容可能なコンベンションホールを有する県内最大の会議場。大小様々な14の会議室や大屋根付き屋外多目的広場「天平広場」、階段型座席の劇場空間「天平ホール」など様々な催事の開催が可能。地上・地下駐車場、バスターミナル、飲食物販機能を持つ観光振興施設（奈良蔦屋書店）からなる複合交流施設。
美術館	美術館	奈良市	奈良公園内に位置する美術館。富本憲吉の近代陶芸のほか、奈良にゆかりの深い作家の絵画、工芸等を所蔵。コレクションを活用した企画展や特別展を開催。

分類	施設名	所在地	特徴
美術館	万葉文化館	高市郡 明日香 村	平成 13 年に万葉のふるさと・奈良にふさわしい『万葉集』を中心とした古代文化に関する総合文化拠点として開館。日本の古代文化に関する調査・研究機能、万葉に関する文化の振興を図る展示機能、『万葉集』に関する情報の収集提供を行う図書・情報サービス機能を併せ持っている。
博物館・資料館	民俗博物館	大和郡 山市	昭和 49 年に開館。大和民俗公園内に位置し、奈良のくらしを伝える多種多様な道具を展示。また、広々とした公園内には、県内各地から移築された江戸時代の古民家が建ち並び、四季折々の景色を楽しみながら当時の生活にふれることができる。
博物館・資料館	橿原考古学研究所附属博物館	橿原市	昭和 15 年、大和国史館として開館。変遷ののち、昭和 55 年 4 月、橿原考古学研究所附属博物館となり、同年 10 月、現在の建物となる。日本発祥の地「奈良」の歴史を展示紹介する博物館で、歴史教育施設、観光施設とその役割は大きい。国宝、重要文化財をはじめとする貴重な文化財を多数所蔵する。

分類	施設名	所在地	特徴
博物館・資料館	同和問題関係史料センター	奈良市	平成5年に開館。県内各地の部落差別に関する史料の保存及び調査研究を行い、部落差別の解消をめざす取組みを進めるため設置された施設で、展示室、収蔵庫、研修室、研究室等を有する。
図書館	図書情報館	奈良市	平成17年に文化情報の発信基地としての役割を担った県立の総合図書館として設立。収蔵図書は一般書籍をはじめ、奈良の歴史や文化に関する書籍・史料など現在約77万冊の蔵書を誇り、また全国でも珍しい「戦争体験文庫」を有する図書館である。
複合施設	なら歴史芸術文化村	天理市	文化財の公開修復・展示や幼児向けアートプログラム、アーティストとの交流など、様々な歴史・芸術文化を体験できる施設。ホール(272席)セミナー室(6室)等の貸館もある。 さらに「道の駅」として、地域の農産品・工芸品の直売所や地域の食材を使用したレストラン、観光案内所のほか、民間宿泊施設も隣接する多機能複合施設。

分類	施設名	所在地	特徴
複合施設	天平みつき館・ 天平うまし館・ 天平みはらし 館・天平つどい 館・復原遣唐使 船・交通ターミ ナル駐車場・県 営奈良めぐり平 城宮跡前自動車 駐車場 〈参考〉 【国営公園区 域】 平城宮いざない 館、朱雀大路・ 二条大路	奈良市	<p>平成 30 年に「朱雀門ひろば」として開園。平城宮跡の往時の広大な空間を体感するとともに、平城宮のかつての姿や人の営みに関する展示や便益施設を備えている。</p> <p>また、本格的な公園整備に着手するまでの間、平城宮跡南側地区の有効活用を図るため、令和 3 年 10 月 1 日に仮設駐車場として「県営奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場」を供用開始。</p>

以上の施策を、新型コロナウイルス感染症の状況その他文化を取り巻く環境の変化を鑑みながら展開します。なお、第 2 期の見直し時期には、第 III 章で設定した基本目標について、成果指標の達成度を計り、成果を検証することとします。

卷末

参考資料

1. 県内市町村立文化施設の一覧

県内市町村が有する文化施設は次のとおりです。

(1) 文化活動ができる施設

ホール、会議室、展示室等を有し、文化活動ができる施設です。

市町村名	施設名称
奈良市	なら100年会館 ならまちセンター 奈良市西部会館市民ホール 奈良市北部会館市民文化ホール 奈良市音声館 奈良市都祁交流センター
大和高田市	大和高田市文化会館（大和高田さざんかホール）
大和郡山市	DMG MORI やまと郡山城ホール
天理市	天理市民会館 天理市文化センター
橿原市	かしほら万葉ホール
桜井市	桜井市民会館
五條市	五條市立西吉野コミュニティセンター
御所市	御所市アザレアホール

市町村名	施設名称
生駒市	たけまるホール やまびこホール 鹿ノ台ふれあいホール 図書会館 コミュニティセンター 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTA はばたき 芸術会館美楽来
香芝市	香芝市ふたかみ文化センター
葛城市	葛城市新庄文化会館 葛城市當麻文化会館
宇陀市	文化会館
山添村	ふるさとセンター
平群町	平群町総合文化センター
三郷町	三郷町文化センター
斑鳩町	いかるがホール
安堵町	トーグ安堵カルチャーセンター
川西町	川西文化会館 コスモスホール
三宅町	三宅町文化ホール 三宅町交流まちづくりセンター MiMo
田原本町	田原本青垣生涯学習センター
曾爾村	—
御杖村	—
高取町	高取町リベルテホール
上牧町	上牧町文化センター ペガサスホール
王寺町	王寺町やわらぎ会館 王寺町南公民館
王寺町	王寺町防災コミュニティセンター (いずみスクエア)
広陵町	中央公民館 (かぐや姫ホール)

市町村名	施設名称
河合町	河合町立文化会館
吉野町	吉野町中央公民館
大淀町	大淀町文化会館
下市町	下市観光文化センター
黒滝村	黒滝・文化とスポーツの森 こもれびホール
天川村	—
野迫川村	野迫川村公民館
十津川村	十津川村体育文化センター
川上村	川上総合センター やまぶきホール
東吉野村	東吉野村住民ホール

(2) 美術館、博物館等の芸術文化に係る展示施設

市町村名	施設名称	主な展示物又は所蔵品
奈良市	入江泰吉記念奈良市写真美術館	約半世紀にわたって奈良大和路の風物を撮り続けた奈良の写真家入江泰吉の全作品（約8万点）のほか、工藤利三郎、津田洋甫の作品などを収蔵。入江泰吉写真展をはじめ、企画展など年間を通じて展示を行っている。令和3年度は、入江泰吉「法隆寺」展、入江泰吉×工藤利三郎「斑鳩」展、新鋭展越沼玲子×辻田美穂子などを開催。

市町村名	施設名称	主な展示物又は所蔵品
奈良市	奈良市杉岡華邨書道美術館	かな書の第一人者で文化勲章受章者である杉岡華邨の作品（約400点余）を収藏。杉岡華邨作品の展示のほか、企画展や講座を行っている。令和3年度は、「華邨の心と書の世界」展などを開催。
	奈良市美術館	観光型複合商業施設内に位置する美術館として、その特徴を活かし、市民に気軽に活用していただく美術館として運営。貸館のほか、地域の文化団体等との連携協力による企画展などを開催。
桜井市	桜井市立埋蔵文化財センター	桜井市内で見つかった旧石器から飛鳥・奈良時代までの出土遺物を展示。常設展及び速報展・特別展・企画展を年間合計3回開催。
東吉野村	たかすみ文庫	著名作家の遺墨や書画などを貴重な資料を収藏。俳人・山口誓子や田村木國、杉田久女、青木月斗、詩人・土井晩翠、そして深吉野に縁の深い原石鼎のほか多くの作家の作品を適時展覧している。

(3) 博物館、資料館等の歴史文化資源活用に係る展示施設

市町村名	施設名称	主な機能
奈良市	奈良市埋蔵文化財調査センター	奈良市内の埋蔵文化財の発掘・調査・研究を実施。 発掘調査出土品の整理・保存・保管・公開活用を実施。
	史料保存館	奈良市の歴史を調査研究する上で基礎となる資料の収集・整理・保存を行う。 保管資料の適切な管理と公開活用。 保管資料を通じて奈良町の魅力・歴史文化情報を発信。
	昔のくらし館	民俗資料を展示。 小学生等の社会科學習、郷土學習、あるいは公民館活動等に利用。
	上深川歴史民俗資料館	ユネスコ無形文化遺産、重要無形民俗文化財「題目立」の伝承の拠点としての役割を持つ。 「題目立」及び地域に残る歴史資料等の収集・保管。
大和郡山市	町家物語館	地域間の交流を深め、ふれあいの場または新たなコミュニティを創出する場としての役割。 学術的価値を有する歴史的文化建造物の魅力発信。 まちの歴史・文化を語り継ぐ貴重な空間の創出。 魅力ある観光資源としてまちの活性化に資する役割。

市町村名	施設名称	主な機能
大和郡山市	箱本館「紺屋」	<p>喫茶「和氣藍々」の開設、金魚水槽や金魚コレクションの展示により、地域間の交流を深め、ふれあいの場または新たなコミュニティを創出する場としての役割を担う。</p> <p>元々、藍染商を行っていた町家を改装した建物であるため、藍染商品開発や藍染体験の実施を通して、まちの歴史・文化を語り継ぐ貴重な空間を創出。</p> <p>上記内容を用いて、魅力あるコンテンツを提供しながら観光資源として活用。</p>
天理市	天理市立黒塚古墳展示館	史跡黒塚古墳のガイダンス施設として、黒塚古墳の実物大復元石室と三角縁神獸鏡の複製品などを展示している。
橿原市	歴史に憩う橿原市博物館	<p>史跡 新沢千塚古墳群のサイトミュージアムとしての役割を持つ。</p> <p>展覧会や啓発活動を通して、文化財愛護の精神や郷土愛を醸成。</p> <p>学校との教育連携を推進。</p>
	橿原市藤原京資料室	特別史跡藤原宮跡の中心部である大極殿跡の近隣に位置し、694年に創都された日本初の都「藤原京」について、解説パネルや出土品、6m×7mの藤原京復元模型などを展示し藤原京の普及啓発に努めている。

市町村名	施設名称	主な機能
桜井市	桜井市立埋蔵文化財センター	<p>桜井市内の埋蔵文化財に関する様々な業務を担う。</p> <p>文化財に関する講演会や報告会をはじめ、体験講座や遺跡ウォークなどのイベントなど、桜井市の文化財を活用した様々な普及啓発活動を実施。</p> <p>市内の発掘調査や研究の成果を社会に普及し、地域文化の振興に役立てる場。</p>
五條市	市立五條文化博物館	<p>五條市内の文化財に関する様々な業務を担う。</p> <p>展示等の五條市の文化財を活用した様々な普及啓発活動を実施し、地域文化の振興に役立てる場。</p>
	五條市賀名生の里歴史民俗資料館	<p>五條市西吉野町に関する展示等の普及啓発活動を実施し、様々な地域文化の振興に役立てる場。</p>
	五條市大塔郷土館	<p>大塔地域の自然、歴史、民俗等に関する資料を保管し、展示する業務を担う。</p> <p>地域の食文化を知ってもらえるようレストランの営業も行う。</p>

市町村名	施設名称	主な機能
生駒市	生駒ふるさとミュージアム	<p>生駒の歴史文化の情報発信、郷土学習の拠点として、子どもから大人まで、多くの人たちが訪れて楽しみながら学ぶ場としての役割を持つ。</p> <p>国の登録有形文化財である施設の保存、活用。</p> <p>市内の遺跡から出土した土器、古文書、さまざまな民具の展示。</p> <p>特別展・企画展の開催。</p> <p>歴史講演会や講座、体験学習（勾玉・土笛づくり）等の実施。</p> <p>資料閲覧室における歴史・民俗・考古学等の史料による自主学習の場の提供。</p>
香芝市	香芝市二上山博物館	<p>市内及び二上山周辺地域を中心とした考古・歴史・自然資料の収集・保存・展示・調査研究を実施。</p> <p>市内遺跡及び埋蔵文化財の発掘調査・研究を実施。</p> <p>展覧会や講演会等の開催。</p> <p>他の博物館、学校、研究機関との連絡及び協力。</p>

市町村名	施設名称	主な機能
香芝市	尼寺廃寺跡學習館	<p>史跡尼寺廃寺跡の発掘調査にて見つかった、現存するものとしては日本最大の巨大な塔心礎の模型と、舎利莊嚴具の出土状況を復元展示。</p> <p>全国で初めて判明した塔基壇の構築過程の土層を剥ぎ取った土層断面（実物）を展示。</p> <p>太子道を歩く人々の憩いの場としての役割を持つ。</p> <p>市内外問わず多くの人々が訪れて、見て実感して学べる場としての役割。</p>
葛城市	葛城市歴史博物館	<p>葛城市内の考古資料、文書資料、民俗資料を収集・所蔵。</p> <p>所蔵品の整理および調査研究を実施。</p> <p>所蔵資料の公開と活用。</p> <p>歴史講座を開催し、葛城地域の歴史について教育普及活動を実施。</p> <p>小・中学校との連携や、地域公民館での教育普及活動を実施。</p>
	葛城市相撲館「けはや座」	<p>相撲の開祖・當麻蹴速を顕彰するため開館した全国でも珍しい相撲の資料館。1階中央には本場所と同サイズの土俵があり、誰でもあがることができる。2階には様々な資料を展示しており、所蔵資料数は約1万2,000点。また、敷地内には當麻蹴速を偲んで建てられた塚がある。</p>

市町村名	施設名称	主な機能
宇陀市	旧細川家住宅 宇陀市歴史文化館 薬の館	<p>細川家は、旧藤沢薬品工業（アステラス製薬(株)）の創始者・藤沢友吉の母方の実家で、江戸時代末期に建てられた薬師問屋として、現在は宇陀市指定文化財。</p> <p>館内では、大宇陀地区の歴史資料をはじめ、藤沢薬品や細川家ゆかりの資料などを展示し、藤沢薬品工業（株）東京支店の屋上広告として設置されていた、巨大な木製の「鐘馗像」を展示。</p>
山添村	歴史民俗資料館	<p>山添村内の文化財や史跡などを縄文時代から近代までの時代を追って展示。</p> <p>歴史講座として伝統料理教室などを行う場所として活用。</p>
斑鳩町	斑鳩町文化財活用センター	<p>国指定史跡藤ノ木古墳の学習を中心に斑鳩町の文化財の調査・研究および情報発信の拠点。</p> <p>常設展示では藤ノ木古墳出土品のレプリカ展示や紹介映像等により、藤ノ木古墳を中心に斑鳩の歴史・文化を学習できる。</p>

市町村名	施設名称	主な機能
斑鳩町	斑鳩町立図書館 聖徳太子歴史資料室 (いかるがホール内)	「斑鳩」に関する郷土資料を収める歴史資料室。 江戸末期以降に出版された和書・貴重書、法隆寺や竜田の古い旅行案内・絵葉書・絵図などを所蔵。 法隆寺・中宮寺・法輪寺などの寺社資料、歴史愛好家からの寄贈書や斑鳩在住の方の著作が閲覧可能。
安堵町	安堵町歴史民俗資料館	安堵町に関する古文書・民俗資料等の保存、調査を実施。 安堵町の歴史・文化を知り、学ぶことができ、またその発信を担う場。 展示だけでなく講座を通じた生涯学習支援や体験会等により地域の活性化や文化観光の推進を図る拠点。
田原本町	唐古・鍵考古学ミュージアム	日本を代表する弥生時代の環濠集落である唐古・鍵遺跡の考古資料を中心に展示。 唐古・鍵遺跡から出土した豊富な実物資料をもとに、約200年前の弥生時代の生活文化を知ることができる。
明日香村	明日香民俗資料館	明日香村の食や農に関する祀りや道具を通じて、明日香の歴史的な風土や景観形成について紹介。

市町村名	施設名称	主な機能
明日香村	明日香村埋蔵文化財展示室	明日香村文化財課が発掘調査を行ってきた遺跡の出土品を中心に展示。
	南都明日香ふれあいセンター犬養万葉記念館	「万葉風土学」を提唱した万葉集研究の第一人者・故 犬養孝氏の業績を顕彰する記念館。
広陵町	広陵町文化財保存センター	特別史跡巣山古墳から出土した喪船（レプリカ）や埴輪類（水鳥形埴輪、盾形埴輪、蓋形埴輪、家形埴輪、柵形埴輪、圓形埴輪、円筒埴輪、朝顔形埴輪、壺形埴輪）、牧野古墳から出土した馬具、須恵器等を常設展示することで、文化財の保存と活用を図り、町民の文化財に関する知識の普及機能を持つ。
河合町	河合町中央公民館 文化財展示室	国指定史跡の乙女山古墳・大塚山古墳群・ナガレ山古墳・佐味田宝塚古墳をはじめ、河合町内の遺跡から出土した遺物を展示している。予約申込により見学可能。 秋の文化祭期間中に文化財展と不定期にミニ展示を実施。
吉野町	吉野歴史資料館	宮滝遺跡についての展示。 吉野宮とゆかりの深い遺跡であるため、壬申の乱や『万葉集』についての情報発信を実施。

市町村名	施設名称	主な機能
下市町	下市観光文化センター	日本最初の商業手形「下市札」の展示（原本は図書館内にて保管） 町内古墳や遺跡からの出土品などを展示 各種古文書などを展示
黒滝村	黒滝村民俗資料館	「吉野林業の華」とうたわれた樽丸をはじめ、林業、暮らし、歴史の4つの分野に焦点をあてた展示。
天川村	村立資料館	洞川区民の生活道具の歴史、(山仕事・曲げ物しゃこ・ご飯しゃくし・酒樽作りの道具等)、また山岳信仰の様子を示す数々の資料を展示。
天川村	山上ヶ岳歴史博物館	1983年から1986年に行われた大峰山寺の解体修理の際に出土した宝物や出土品を収蔵。
十津川村	十津川村歴史民俗資料館	村にまつわる歴史資料を収集し、保存に努める。 村の歴史や、関係する著名人、明治の大水害等について展示し、十津川村の歴史について発信。
	十津川村教育資料館	村の有形文化財として登録された旧武藏小学校を活用し、主に昔の教育資料について展示を行う。

市町村名	施設名称	主な機能
下北山村	下北山歴史民俗資料館	<p>資料等を村の文化財として保存し新たに村民文化を創造する場として、設置。</p> <p>多くの人達が訪れて楽しみ、学ぶ場や資料提供としての役割を持つ。</p> <p>村内出身の歴史的に偉大な人物の功績や作品などを展示。</p>
東吉野村	東吉野村民俗資料館	郷土の風俗、慣習にかかる生活用具等の民俗資料を総合的に保存。